第

6036

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 9月 6日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

○ 役員に対する賃貸料を引下げた場合

 $oldsymbol{A}$:原則として、税務上の問題は生じません。

【解説】

法人税では、会社が役員から役員の所有する不動産を低額で賃借した場合は、通常の賃借料との差額の経済的利益を享受しているものとされます。

しかしながら、賃借料の支払が減少しても、減少した額だけ所得が増加し、結果的に減少分は法人税の課税対象となるため、その経済的利益部分を改めて収入に計上する必要はありません。

一方、所得税については、低額で資産の貸与を受けた場合の経済的利益は、収入金額に含めなければなりませんが、ご質問のように、低額で資産の貸し付けを行うという場合であっても、実際に収受した金額を収入金額として、計上すればよいこととされています。

したがって、お尋ねの場合、原則として、 税務上の問題は生じませんが、このような行 為をすることによって、役員の所得税の負担 が不当に減少するときは、税務上問題となる ことがありますので注意してください。







